

議員の派遣について

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第127条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

令和4年12月13日

鹿追町議会議長 吉田 稔

記

- 1 議会運営委員会所管事務調査
 - (1) 目的 町村議会改革の取り組み及び物価高騰による農業への影響などを調査するため
 - (2) 派遣場所 札幌市 北海道町村議会議長会、北海道農業公社
 - (3) 派遣期間 令和5年1月30日(月)～31日(火)(2日間)
 - (4) 派遣議員 上嶋和志、台蔵征一、畑久雄、加納茂、狩野正雄
安藤幹夫

- 2 その他 上記の派遣内容に変更が生じた場合は、その扱いについて議長に一任する。